

日本語教師養成サブコースに関する内規

(平成26年11月21日制定)

(趣旨)

第1条 この内規は神戸大学大学院国際文化学研究科(以下「本研究科」という。)の博士課程前期課程(以下「前期課程」という)における日本語教師養成サブコース(以下「サブコース」という。)の履修等について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 サブコースは、現代グローバル社会の諸課題に取り組み、言語情報コミュニケーションの動態を深く理解するとともに、外国語としての日本語を教授するための実践的能力・研究能力を身につけることを目的とする。

(履修方法及び修了要件)

第3条 サブコースを履修しようとする者は、ガイダンスを受けた後、別に定める様式により履修計画書を作成し研究科長に提出しなければならない。その際、必要に応じて指導教員及びサブコース・コーディネーターと相談することが望ましい。

2 サブコースを修了しようとする者は、次表の区分に従い、後掲の別表「必修科目、選択必修科目及び推奨科目一覧」に定める科目、及び別に指定する「その他の科目」から合計27単位以上を修得しなければならない。ただし、そのうちの必要修得単位数(13単位以上)は別表中の「必修科目(1単位)」、「選択必修科目(6単位以上)」及び「推奨科目」から履修するものとする。なお、「教育実習」を履修する者は、選択必修科目を少なくとも1科目履修した後の履修が望ましい。

区分	分野	別表に定める科目からの必要修得単位数	合計修得単位数
A	社会・文化・地域	2 単位以上	27 単位以上 (別に指定する「その他の科目」を含めることができる)
B	言語と社会	2 単位以上	
C	言語と心理	2 単位以上	
D	言語と教育	4 単位以上	
E	言語	4 単位以上	
教育実習 (言語コミュニケーション実習)		1 単位 (必修)	

3 本研究科とインターンシップ協定を締結した団体等において、日本語教育もしくは日本文化の内容を含むインターンシップ等の活動を行った場合は、教授会の議を経て、「教育実習」に相当する科目としてサブコースの修了要件に含めることができる。ただし、活動の内容は、平成30年度に示された日本語教員養成

に関する文化庁の報告にもとづくものとする。

(前期課程修了要件単位への算入)

第4条 前条第2項及び第3項の規定により修得した単位は、神戸大学大学院国際文化学研究所規則第31条第1項に定める前期課程修了の要件となる単位に含めることができる。

(後期課程在学者の履修)

第5条 本研究科博士課程後期課程（以下「後期課程」という）に在学する者は、指導教員の承認のうえ、サブコースを履修することができるものとする。

- 2 別表に定める「推奨科目」及び「選択必修科目」並びに別に指定する「その他の科目」のうち、演習の履修は、原則認めない。ただし、所属するコースの演習は、授業担当教員の承認のうえ、履修することができるものとする。
- 3 サブコースで修得した単位は、後期課程修了の要件へ算入することはできない。
- 4 後期課程入学以前に、本研究科前期課程正規課程において修得した単位及び認定された単位は、サブコースの修了要件に含めることができる。ただし、平成26年度以降、前期課程に入学した者に限る。

(修了認定)

第6条 サブコースの修了認定は、本研究科の教授会の議を経て行い、修了を認定された者については、修了認定証を授与する。

- 2 修了認定証の様式は、別に定める。
- 3 修了認定証は、原則として学位記授与式の日に交付する。

(雑則)

第7条 この内規に定めるもののほか、この内規の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て定める。

附則

- 1 この内規は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この内規施行の際現に在学する者が施行日以前に本研究科正規課程で修得した単位及び認定された単位は、第3条第2項に定める28単位に算入することができる。ただし、平成26年度以降に入学した者に限る。

附則

- 1 この内規は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この内規施行の際現に前期課程に在学する者については、前期課程に在学する間、改正後の日本語教師養成サブコースに関する内規（以下「内規」という）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

- 1 この内規は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この内規施行の際現に在学する者については、改正後の日本語教師養成サブコースに関する内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

- 1 この内規は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この内規施行の際現に在学する者については、改正後の日本語教師養成サブコースに関する内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

- 1 この内規は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この内規施行の際現に在学する者については、改正後の日本語教師養成サブコースに関する内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表 必修科目、選択必修科目及び推奨科目等一覧

区分	分野	科目名 (演習は指定の担当者のもの)	コース名	単位	必修科目、選択必修科目、推奨科目の別 (◎必修科目1単位、○選択必修科目6単位以上)	合計修得単位数	
						必要修得単位数 13単位以上 ※1	
	教育実習	言語コミュニケーション実習	言語コミュニケーション論	1	必修科目 ◎	1単位	27
A	社会・文化・地域	日本語教育応用論特殊講義	言語コミュニケーション論	2	選択必修科目 ○	2単位以上	
		日本語文化論特殊講義	日本学	2	推奨科目		
		民族誌論特殊講義	文化人類学	2	推奨科目		
B	言語と社会	言語教育環境論特殊講義	外国語教育システム論	2	推奨科目	2単位以上	
		翻訳行為論特殊講義	言語コミュニケーション論	2	推奨科目		
		レトリカル・コミュニケーション論特殊講義	言語コミュニケーション論	2	推奨科目		
		言語インターフェース論特殊講義	感性コミュニケーション論	2	推奨科目		
C	言語と心理	言語教育科学論特殊講義	外国語教育システム論	2	推奨科目	2単位以上	
		第二言語習得論特殊講義	言語コミュニケーション論	2	推奨科目		
		言語コミュニケーション論演習 (田中(順))	言語コミュニケーション論	2	推奨科目		
		感性コミュニケーション論演習 (林)	感性コミュニケーション論	2	推奨科目		
		感性コミュニケーション論演習 (松本)	感性コミュニケーション論	2	推奨科目		
		感性コミュニケーション論演習 (巽)	感性コミュニケーション論	2	推奨科目		
		感性コミュニケーション論演習 (北田)	感性コミュニケーション論	2	推奨科目		
		比較・対照言語論特殊講義	言語コミュニケーション論	2	推奨科目		
言語行動科学論特殊講義	感性コミュニケーション論	2	推奨科目				
		コミュニケーション文法論特殊講義	感性コミュニケーション論	2	推奨科目		
D	言語と教育	日本語教育方法論特殊講義	言語コミュニケーション論	2	選択必修科目 ○	4単位以上	
		言語コミュニケーション論演習 (川上)	言語コミュニケーション論	2	選択必修科目 ○		
		言語コミュニケーション論演習 (朴)	言語コミュニケーション論	2	選択必修科目 ○		
		言語科学論特殊講義	外国語教育システム論	2	推奨科目		
		外国語教育工学論特殊講義	外国語教育コンテンツ論	2	推奨科目		
		外国語教育内容論特殊講義Ⅱ	外国語教育コンテンツ論	2	推奨科目		
		言語対照応用論特殊講義Ⅱ	外国語教育コンテンツ論	2	推奨科目		
		外国語教育コンテンツ論演習 (柏木)	外国語教育コンテンツ論	2	推奨科目		
外国語教育コンテンツ論演習 (石川)	外国語教育コンテンツ論	2	推奨科目				
E	言語	日本語教育内容論特殊講義	言語コミュニケーション論	2	選択必修科目 ○	4単位以上	
		言語慣用類型論特殊講義	言語コミュニケーション論	2	推奨科目		
		言語コミュニケーション論演習 (小松原)	言語コミュニケーション論	2	推奨科目		
		言語対照基礎論特殊講義	外国語教育システム論	2	推奨科目		
A～E		「その他の科目」※2					

※1 内規第3条2項に定める各区分の必要修得単位数(合計13単位以上)は、この表に明示する「必修科目」、「選択必修科目」及び「推奨科目」から修得する。

※2 内規第3条2項に定める必要修得単位数(合計13単位以上)を満たしていれば、修了要件の合計27単位に「その他の科目」からの修得単位を含めることができる。なお、「その他の科目」に該当する授業科目については、ガイダンス時に指示する。